

国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

東京大学役員給与規則により、役員の賞与の額については、総長が国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して定めることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成18年1月1日より俸給を0.3%引き下げた。
理事	平成18年1月1日より俸給を0.3%引き下げた。
理事(非常勤)	任命される役員の経歴や勤務形態等を勘案して、常勤役員の俸給月額を超えない範囲で個別に決定し、経営協議会に諮り、定めることとした。また、支給方法についても現行の日額支給のみならず月額又は年額での支給を可能とした。
監事	平成18年1月1日より俸給を0.3%引き下げた。
監事(非常勤)	任命される役員の経歴や勤務形態等を勘案して、常勤役員の俸給月額を超えない範囲で個別に決定し、経営協議会に諮り、定めることとした。また、支給方法についても現行の日額支給のみならず月額又は年額での支給を可能とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 24,820	千円 15,924	千円 6,985	千円 1,911 (都市手当)	4月1日 1名	
理事 (6/12人)	千円 121,770	千円 72,434	千円 33,141	千円 8,690 (都市手当) 6,000 (副学長手当) 1,505 (通勤手当)	4月1日 5名	6月10日 1名
理事 (非常勤) (6/12人)	千円 2,178	千円 2,178	千円 0	千円 0 ()	10月1日 1名	3月31日 1名
監事 (1人)	千円 14,789	千円 9,387	千円 4,118	千円 1,126 (都市手当) 158 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 462	千円 462	千円 0	千円 0 ()		3月31日 1名

注1:都市手当については、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給する。

注2:副学長手当については、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給する。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 1,992	年 月 1	17.3.31	1	役員退職手当規則に基づき退職手当額を算出し、経営協議会の承認を得た後、役員会で決定の上支給
理事	千円 1,699	年 月 1 3	17.6.10	1	役員退職手当規則に基づき退職手当額を算出し、経営協議会の承認を得た後、役員会で決定の上支給
幹事	千円	年 月			該当なし

注1:理事(非常勤)、監事(非常勤)については該当なし。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野の創成等、必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給、加算昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額 (加算昇給)	繁忙・困難業務に相当の期間にわたり従事した場合、教育研究上の業績において高い評価を受けた場合等、勤務成績が特に良好であると認められる場合、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年4月1日

・寒冷地手当については、民間の支給状況等を考慮し、寒冷地手当法に準じ支給地域及び支給額を見直した。

・入学試験業務、学位論文審査業務について見直し、入試手当及び学位論文審査手当を新設した。

・交通機関等利用者の通勤手当について、定期券等の通用期間に対応する支給単位期間(最長6箇月)を設定し、当該期間の最初の月の給与支給日に一括支給とした。

平成18年1月1日

・俸給表の全俸給月額を0.3%引き下げた。

・扶養手当の配偶者に係る支給月額を13,500円から13,000円に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	6,087	44.0	8,034	5,831	165	2,203
事務・技術	1,829	42.7	6,233	4,587	194	1,646
教育職種 (大学教員)	3,344	46.1	9,642	6,949	163	2,693
医療職種 (病院看護師)	595	37.9	5,467	4,012	79	1,455
技能・労務職種	31	53.5	5,745	4,224	151	1,521
教育職種 (附属高校教員)	36	44.3	8,184	6,045	216	2,139
医療職種 (病院医療技術職員)	249	40.5	5,994	4,419	182	1,575
指定職種	3	57.8	15,629	11,349	135	4,280

再任用職員	12	61.5	3,593	3,047	196	546
事務・技術	8	61.5	3,576	3,032	194	544
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	2					

非常勤職員	226	40.3	6,547	4,847	137	1,700
事務・技術	60	43.4	4,242	3,189	173	1,053
教育職種 (大学教員)	139	38.3	7,423	5,459	123	1,964
医療職種 (病院看護師)	3	31.8	4,521	3,393	62	1,128
技能・労務職種	6	46.0	3,681	2,749	134	932
教育職種 (外国人教師等)	15	47.4	9,816	7,389	136	2,427
医療職種 (病院医療技術職員)	3	32.5	3,475	2,595	179	880

注1: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

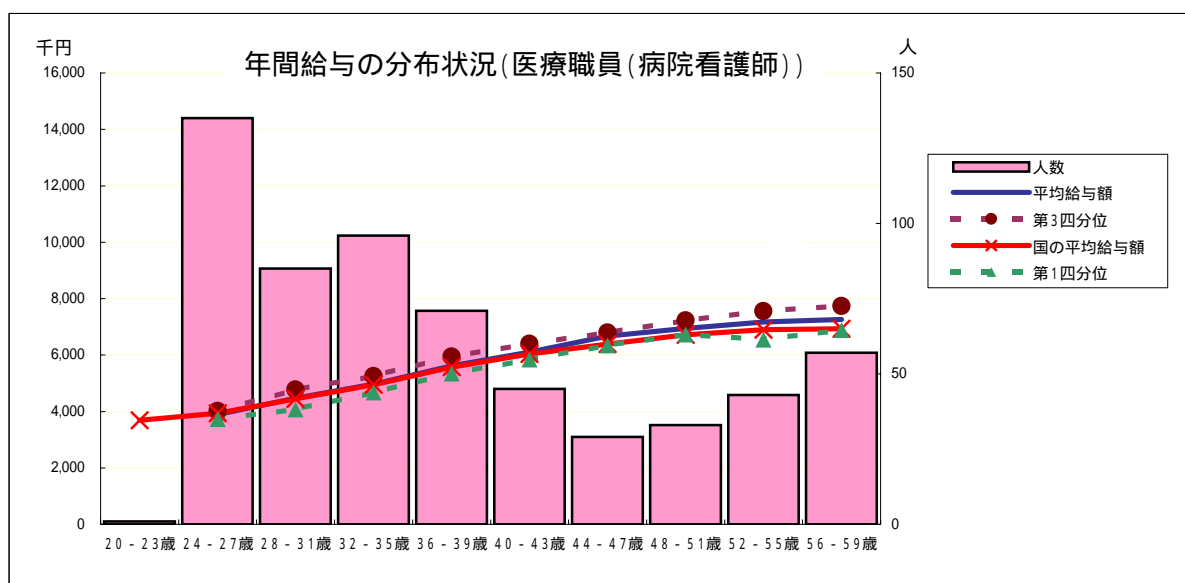
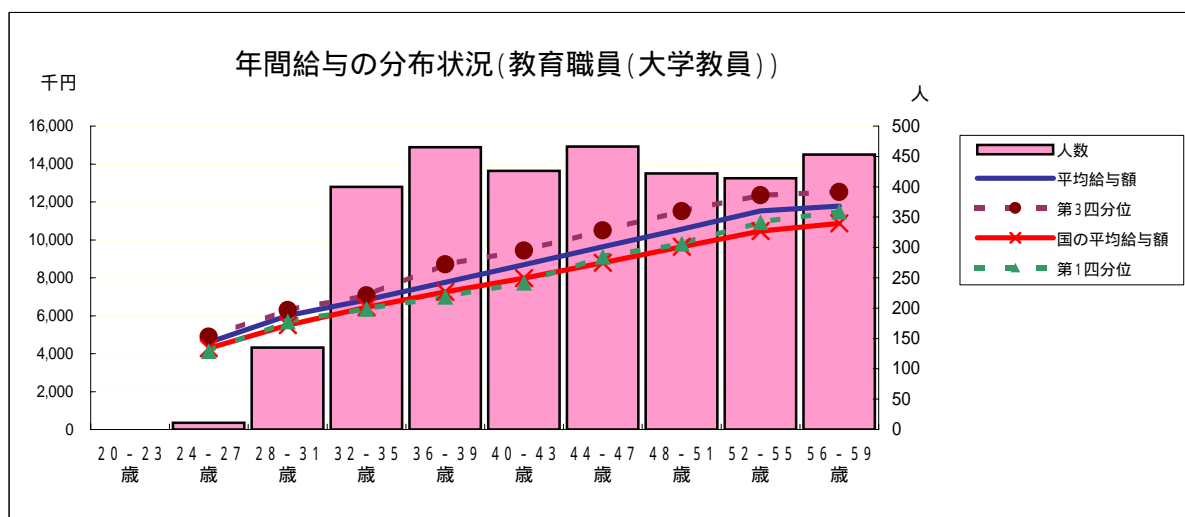
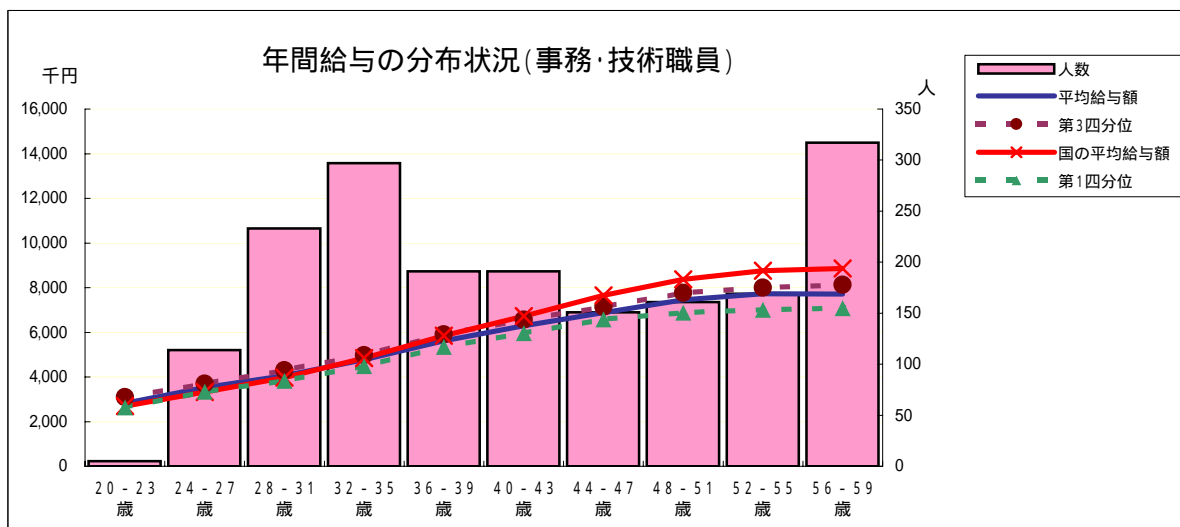
注2: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注3: 常勤職員については、再任用職員を除く。

注4: 常勤職員(医療職種(病院医師)、在外職員、任期付職員(事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師・病院看護師)、再任用職員(教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師・病院看護師))、非常勤職員(医療職種(病院医師))については、該当者なしのため、記載を省略した。

注5: 再任用職員の技能・労務職種、及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が2人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については、表示していない。

注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・部長	13	55.3	11,235	11,893	12,589
・課長、事務長	64	53.7	9,276	9,446	9,962
・副課長、副事務長 ・専門員、技術専門員	157	55.8	7,699	7,964	8,249
・主査・専門職員	86	54.5	7,374	7,623	7,939
・係長、技術専門職員	654	46.8	6,106	6,613	7,174
・主任	313	39.9	4,892	5,503	6,038
・一般職員、技術職員	542	32.0	3,714	4,302	4,578

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・教授	1205	53.8	11,345	11,986	12,398
・助教授	826	44.3	8,967	9,378	9,854
・講師	231	42.4	7,887	8,521	9,216
・助手	1081	39.6	6,475	6,969	7,531
・教務職員	1		-		-

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・看護部長	2		-		-
・副看護部長	4	55.8	-	8,345	-
・看護師長	46	51.9	7,361	7,407	7,809
・副看護師長	121	45.1	5,887	6,449	7,185
・看護師	408	33.3	3,933	4,781	5,349
・準看護師	14	55.4	5,623	5,735	5,883

注1: 教育職員(大学教員)の教務職員及び医療職員(病院看護師)の看護部長については、該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 医療職員(病院看護師)の副看護部長については、該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10・9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長 課長 事務長 技術専門員	課長 事務長 副課長 副事務長 専門員 技術専門員	副課長 副事務長 専門員 主査 専門職員 係長 技術専門員	主査 専門職員 係長 主任 技術専門職員	主任 一般職員 技術職員	一般職員 技術職員
人員 (割合)	1,829	0	6 (0.3%)	2 (0.1%)	48 (2.6%)	85 (4.6%)	233 (12.7%)	840 (45.9%)	472 (25.8%)	143 (7.8%)
年齢(最高 -最低)			59～43		59～45	59～32	59～42	59～27	45～27	40～20
所定内給 与年額(最 高-最低)			10,078 8,990		8,742 5,970	7,280 5,394	6,291 4,733	5,791 3,041	4,127 2,621	2,917 1,817
年間給与 額(最高- 最低)			13,115 11,887		11,384 8,459	9,721 7,416	8,636 6,629	7,832 4,212	5,512 3,590	3,940 2,462

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	3,344	0	1,205 (36.0%)	822 (24.6%)	234 (7.0%)	1,082 (32.4%)	1 (0%)
年齢(最高 -最低)			61～39	61～31	61～30	61～24	
所定内給 与年額(最 高-最低)			15,340 6,336	8,331 4,567	7,744 4,386	6,516 2,845	
年間給与 額(最高- 最低)			19,265 8,869	11,262 6,365	10,222 6,170	8,896 3,887	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護部長	看護師長 副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	595	1 (0.2%)	0	4 (0.7%)	37 (6.2%)	133 (22.4%)	406 (68.2%)	14 (2.4%)
年齢(最高 -最低)				58～54	59～38	59～29	59～23	58～47
所定内給 与年額(最 高-最低)				6,655 5,718	5,835 4,377	5,883 3,357	5,338 2,549	4,629 3,763
年間給与 額(最高- 最低)				8,988 8,023	8,170 6,171	8,066 4,603	7,267 3,493	6,207 5,142

注:事務・技術職員の7級、教育職員(大学教員)の1級、医療職種(病院看護師)の7級において該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.7%	69.3%	68.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.3%	30.7%	31.9%
	最高～最低	36.4～31.0%	33.3～28.2%	34.8～29.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1%	69.5%	67.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.9%	30.5%	32.1%
	最高～最低	37.8～26.2%	34.7～17.9%	35.2～25.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	69.2%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2%	30.8%	32.4%
	最高～最低	39.7～30.7%	37.3～29.1%	38.0～30.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	69.6%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.7%	30.4%	32.0%
	最高～最低	40.1～31.1%	36.3～11.1%	37.8～22.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	69.6%	67.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1%	30.4%	32.2%
	最高～最低	36.4～32.8%	30.4～30.3%	33.3～31.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	69.2%	67.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	30.8%	32.5%
	最高～最低	37.8～31.2%	33.3～23.4%	34.8～28.4%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

92.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

105.5

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

108.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

107.3

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

101.6

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

103.9

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	59,666,674	59,598,120	68,554	0.1	68,554	0.1
退職手当支給額 (B)	5,326,369	3,575,777	1,750,592	49.0	1,750,592	49.0
非常勤役職員等給与 (C)	16,262,509	14,474,668	1,787,841	12.4	1,787,841	12.4
福利厚生費 (D)	8,843,143	8,503,015	340,128	4.0	340,128	4.0
最広義人件費 (A + B + C + D)	90,098,695	86,151,580	3,947,115	4.6	3,947,115	4.6

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」における、68(百万円)の増の主な要因は、教員の定年年齢の引き上げによるものである。

「最広義人件費」における、39億47(百万円)の増については、「給与、報酬等支給総額」の増のほか、教員の定年年齢の引き上げにより定年退職者がなかった平成16年度に対し、平成17年度は教員の定年退職者が発生したことにより退職手当の増額が生じた、特別教育研究経費や外部資金の獲得の増加に伴う有期雇用教職員の雇用増における給与の増、「 」の結果として雇用増に伴う法定福利費の増額によるものである。

国立大学法人東京大学(中期目標)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

国立大学法人東京大学(中期計画)

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

基準年度(平成17年度)

給与、報酬等支給総額 59,666,674 (千円)

人件費予算相当額 61,213,522 (千円)

法人が必要と認める事項

特になし